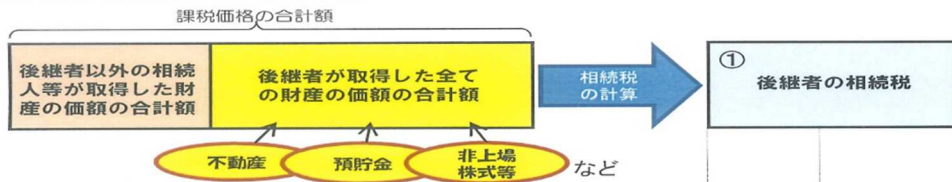


<納税が猶予される相続税などの計算方法（特例措置）>

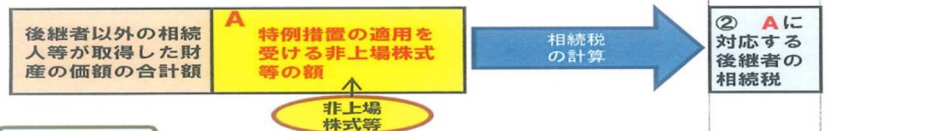
### ステップ1

課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。



### ステップ2

後継者が取得した財産が**特例措置の適用を受ける非上場株式等のみ**であると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します（債務や葬式費用がある場合は、非上場株式等以外の財産から先に控除します。）。



### ステップ3

「②の金額」が「納税が猶予される相続税」となります。なお、「①の金額」から「納税が猶予される相続税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。



出典：国税庁資料

## TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2023/10月号

## 事業承継税制の特例「100%免除」は大嘘

### 相続税贈与税の免除

今月は某芸能事務所の後継者が株主の座から退くことができない理由の1つと報道され今少し話題になっている事業承継税制についてです。

事業承継税制とは、昨今後継者不足により中小企業の廃業が社会問題になっていることから2009年に始まった制度です。後継者が見つからない要因の1つとして株式を相続することによる税負担が重過ぎる点が挙げられていたことから、**相続や贈与で後継者が取得した株式に係る相続税贈与税を猶予**してくれます。ただ、当初は株式総数の2/3まで、かつ税額の80%までの猶予で、また**引き継いだ後雇用を確保しなければならぬ**など制約が厳しかったため魅力的な制度ではなく活用がほとんどされなかったことから、2018年に10年間限定で**様々な制約を緩和した上で株式総数すべて、かつ税額の100%までの猶予**とされ活用事例が増えています。この**10年間限定の制度を使うためには2024年3月までに認定を受ける必要があります**。

### 「100%」と謳っているが

なお、「猶予」と言っているのは**原則後継者が亡くなって初めて免除されるため**、例えば**引き継いで5年以内に株を少しでも手放したり代表を辞めたりすると猶予されている相続税等を多額の利子とともに納税しなければなりません**。恐い制度ではありますが多額の免除を受ける以上ある程度の厳しさはやむを得ないでしょう。ところで、10年間限定の制度を国は「100%猶予」と謳っていますが法令上はそんなことは一言も書いてありません。具体的には上図のとおり猶予額を計算しますが**本来なら最初から株式を除いて相続税を計算すればいいだけ**なのにやけに面倒な算定方法です。これは**相続税が超過累進税率であることから上図のとおり計算すると最初から株式を除くよりも納税額が高くなるため**だと考えられます。つまり**実際にはそもそも100%免除などではない**ということです。それならそうと云えばいいのになぜ嘘の触れ込みを流すのか…本当に役人の考えることはくだらないことが多いです。

## 東栄税理士法人

## 今月のコメント

LUNASEAが11月に「MOTHER」と「STYLE」のセルフカバーアルバムを出します。数年前に出したインディーズアルバム「LUNASEA」のセルフカバーもギター、ドラム、ベース、ボーカルの音が劇的に良くなり最高だったので、今回もかなり楽しみです。セルフカバー（撮り直し）でこんなに喜ぶのはLUNASEAファンくらいでしょう(笑)早速アマゾンでブルーレイ付を予約しました。CDを買うのはもはやかなり久しぶりです(笑)この2つのアルバムはLUNASEAが有名になったきっかけともいえるアルバムでROSIERなど比較的売れ線の曲が多いので、ファンでない方もぜひ久しぶりに聞いてみてはいかがでしょうか？

この調子で新アルバムも残りのIMAGE、EDEN（特にMECHANICAL DANCEとIMITATION）のセルフカバーも期待しています！

## 税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp